

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 6 月 21 日現在

機関番号：14701

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2016

課題番号：15K16939

研究課題名（和文）現代な労働組合に対する法的規律の検討 - ドイツ協約法の視角から -

研究課題名（英文）A study on the legal regulation on modern labor unions : from the perspective of the Collective Agreements Law in Germany

研究代表者

植村 新 (UEMURA, Arata)

和歌山大学・経済学部・講師

研究者番号：10733975

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000 円

研究成果の概要（和文）：本研究は、特に労働協約に対する法規整を対象として集团的労使関係法制の再構築を試みたものである。研究に当っては、ドイツ協約法を対象とする比較法的考察の方法を採用した。

本研究により、労働協約制度の趣旨・目的を具体的に構想したうえで、当該趣旨・目的を実現するための労働協約の要件・効果論を展開するべきであること、この要件・効果論は、労働組合が果たしている多様な役割に応じて考察するべきであること、法律で保障されている団体交渉請求権は、労働協約が公正な内容で締結されることを担保する法規整としては不十分であることの3点が明らかになった。

研究成果の概要（英文）：This research project tries to reconstruct Industrial Relations Law, especially the legal system for collective agreements. This research compares Japanese legal system with that of Germany.

The achievements of this research consist of the following three points: 1. We should establish the purpose of the legal system for collective agreements concretely and set the requirements and effects of collective agreements to suit that purpose. 2. Those requirements and effects should be designed according to the various roles of labor unions. 3. The right to collective bargaining of labor unions is not adequate to guarantee collective agreements to have decent contents.

研究分野：労働法

キーワード：労働協約 団体交渉 ドイツ協約法 協約能力 内容審査 集团的労使関係 協約自治

## 1. 研究開始当初の背景

本研究を開始した背景には以下の2点の現代的状況があった。すなわち、企業内組合により締結される労働協約の中に、労働者にとって合理性に乏しい労働条件を設定するものが多く存在すること(背景 )、企業外で活動するコミュニティ・ユニオンが、本来集団的な利益紛争を解決するために用意された団体交渉法制を個別的な権利紛争を解決する手段として使用していること(背景 )の2点である。

背景 の典型例として、過労死ラインを遥かに超過する水準の時間外労働時間を規定する労働協約を挙げることができる(労基法32条の制限を解除する効力を有する三六協定が事業場の過半数組合により締結された場合において、当該三六協定が労働協約としての形式を備えているときは、当該三六協定は労働協約としての性質をも有するとの理解が一般的である)。背景 については、上記のような本来想定されていない制度の利用が「本来の集団的労使関係法制の再構築を妨げている面がある」等、その具体的な弊害が指摘されている(濱口桂一郎『新しい労働社会』(岩波新書、2009年)190頁)。

## 2. 研究の目的

研究の背景として指摘した上記の問題点を解消するべく、集団的労使関係法制に対する法規整を再構築することが本研究の目的である。

まず背景 に対応して、労働協約を締結するための要件・締結された労働協約に対する司法審査のあり方を再検討することを目指した(課題 )。現行の法規整には、個々の労働者の個別的意志が適正に反映されたかたちで労働組合の集団的意志が形成されるための規整(組合民主主義の原則)は存在するものの、労働組合が使用者と対等な交渉を

行い公正な労働条件を合意するための規整(労使間の契約自由を実質的に回復させるための規整)が十分でないと考えたからである。

さらに背景 に対応して、集団的労使関係法制における団体交渉法制と労働協約法制との相互関係を解明することを目指した(課題 )。従来の学説では一部の例外を除き団体交渉法制と労働協約法制とが別個独立に議論されてきたところ、背景 の問題に対応する法規整を構築するためには、両者の相互関係を理論的に分析することが不可欠の前提と考えたからである。

## 3. 研究の方法

(1)本研究は、ドイツ協約法を対象とする比較法的考察の方法を採用した。ドイツ協約法では、労働協約を締結するための要件として「社会的実力」という日本には見られない概念が設定されており、また労働協約法制と団体交渉法制とが相互に密接な関連を有するものとして議論されていることから、本研究の目的を達成するための有益な示唆をドイツ協約法の検討により獲得できると考えたからである。

(2)具体的には、平成27年度と平成28年度前期の1年半をドイツ協約法に関する文献を検討する期間及び課題 に取り組む期間に充てた。その後、この期間に得られた成果を踏まえて、平成28年度後期に課題 に取り組んだ。

## 4. 研究成果

### (1)課題 に対応した成果

平成27年度には主として課題 に取り組んだ。具体的には、労働協約を締結するための要件としてドイツ協約法において設定されている「社会的実力」概念の意義・趣旨目的・判断要素を、第二次大戦前後から現代に

至るまでの判例法理・学説の変遷とその背景に着目しつつ分析した。

この分析の結果、社会的実力の内容・実質は、萌芽期（第二次大戦直後）・判断枠組みを形成した時期（1980年代半ばまで）・統一モデルを確立した時期（2000年まで）・競争的モデルに変化した時期（至現在）に大別できることが明らかとなった。

以上の成果を踏まえて日本法にもたらされる成果は以下の通りである。すなわち、ドイツでは、労働協約制度の目的が具体的に構想された上でこの目的を実現するための要件が設定されている。この要件は、協約自治制度が時代ごとの社会的・経済的状况に適合したものとなるように、積極的に変化させてよい。日本においても、労働協約制度の趣旨目的を具体的に構想したうえで、その趣旨目的を効果的に実現するための法規整を検討すべきである、具体的な法規整としては、「労働組合」の要件（労組法2条）の再検討と労働協約に対する内容審査の厳格化を考えることになる。しかし、労働組合が果たす役割には、規範的部分に関する労働協約の締結以外にも、債務的部分に関する労働協約の締結や個別権利紛争の代理的解決等、多様なものが含まれている。「労働組合」の要件や労働協約に対する内容審査の密度は、これらの役割に応じて個別具体的に考察すべきである、というものである。

#### （2）課題 に対応した成果

平成28年度には課題 に取り組んだ。具体的には、団体交渉法制と労働協約法制とがドイツ協約法においてどのように結び付いているのかを分析した。

団体交渉法制に関して、ドイツの学説では、基本法9条3項が複数団結主義を保障していることを根拠に、既存の大規模な団結との競争に参加し発展・定着する機会が新設又は小規模な団結にも保障されていなければならず、したがって使用者に対する団体交渉請求

権を一般的に肯定するべきである、という見解が有力に主張されている。これに対して連邦労働裁判所は、「使用者団体又は使用者との関係において、労働協約の交渉・締結を余儀なくさせることができる程度の社会的実力を有すること」を、労働組合が有効な労働協約を締結するための要件として求めている。この判例法理は、労働組合の法的な団体交渉請求権を認めないことを論理的に帰結する。団体交渉請求権に対する連邦労働裁判所の見解からは、団体交渉請求権により団体交渉を法的に担保したとしても、それは労働協約が公正な内容で締結されることを担保する法規整として不十分であるとの発想を看取することができる。このような発想は、使用者が団交応諾義務を法律上負っている日本の労働協約法制を考察するに当たって有益な視点を提供するものである。

課題 の遂行により得られた成果を踏まえた研究業績は2017年度中に公表する予定である。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計3件）

植村新「書面性を欠く労使合意と労働協約」労働判例百選（第9版、2016年）180 - 181頁・査読なし

北川巨太・植村新「General statutory minimum wage debate in Germany: Degrees of political intervention in collective bargaining autonomy」The Kyoto Economic Review 82巻1-2号（2015年）59 - 91頁・査読あり

植村新「労働協約締結権の再構成：ドイツにおける協約能力の議論を契機として」日本労働法学会誌126号（2015年）155 - 169頁・査読あり

〔学会発表〕（計1件）

植村新「労働協約締結権の再構成 ドイツにおける協約能力の議論を契機として」日本労働法学会第129回大会（2015年5月17日）於近畿大学東大阪キャンパス（大阪府・東大阪市）

〔図書〕(計1件)

北川巨太・植村新「ドイツの労働組合による組織化戦術の新展開」山本泰三編『認知資本主義 - 21 世紀のポリティカル・エコノミー』(ナカニシヤ出版、2016 年)総頁数 274 頁(189 - 218 頁)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

植村 新 (UEMURA, Arata)  
和歌山大学・経済学部・講師  
研究者番号：10733975

##### (2) 研究分担者

なし ( )

研究者番号：

##### (3) 連携研究者

なし ( )

研究者番号：

##### (4) 研究協力者

北川 巨太 (KITAGAWA, Kota)  
関西大学・経済学部・助教  
研究者番号：20759922